

上信越高原国立公園  
(妙高・戸隠地域)

公園区域及び公園計画変更書  
〔第5次点検〕

(環境省原案)

平成 年 月 日  
環 境 省



# 目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	変更する公園区域	2
第2	公園計画の変更	5
1	変更理由	5
2	規制計画の変更内容	6
(1)	保護規制計画及び関連事項	6
ア	特別地域	6
(ア)	特別保護地区	12
(イ)	第1種特別地域	13
(ウ)	第2種特別地域	15
(エ)	第3種特別地域	21
イ	関連事項	26
(ア)	乗入れ規制区域及び期間	26
ウ	面積内訳	27
3	事業計画の変更内容	29
(1)	施設計画	29
ア	保護施設計画	29
イ	利用施設計画	30
(ア)	集団施設地区	30
(イ)	単独施設	31
(ウ)	道路	42
a	車道	42
b	自転車道	43
c	歩道	44
(エ)	運輸施設	47
4	参考事項	48
(1)	過去の経緯	48



## 第1 公園区域の変更

### 1 変更理由

上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の三県の県境にそびえる 2,000m級の山々を中心とした公園である。昭和 24 年 9 月 7 日に、志賀高原地域、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域（以下、東部地域）が国立公園に指定され、その後、昭和 31 年 7 月 10 日に妙高・戸隠地域（以下、西部地域）が区域に編入されている。

西部地域は、妙高火山群、戸隠連峰及び雨飾山並びにその周辺の標高 700m から 2,000m の山岳部と、それらの裾野に広がる高原を含む地域である。当該地域は、日本海側気候区と太平洋側気候区の境界部分に当たることから、ライチョウをはじめ多様な動植物相を形成しており、わが国を代表する山岳及び高原景観のひとつである。西部地域については、編入と同時に公園計画の決定並びに特別地域及び特別保護地区の指定が行われ、その後は、昭和 56 年 3 月 16 日に再検討が行われた。その後、平成 3 年 3 月 25 日に第 1 次点検、平成 7 年 12 月 22 日に第 2 次点検、平成 14 年 8 月 15 日に第 3 次点検、直近には平成 22 年 12 月 17 日に第 4 次点検が行われ、現在に至っている。

第 5 次点検を実施するにあたり、西部地域について自然景観及び利用状況について調査を行った結果、西部地域は、東部地域とは異なる風景形式（火山と非火山が混在・密集するなど）を有することが明らかになった。また、西部地域と東部地域とは、千曲川を挟んで東西に位置し、利用者の多くは上信越自動車道、長野道又は長野新幹線等を利用して訪れるが、両地域をまたがって利用することは多くはなく、それぞれの地域が利用の独立性・独自性を有している。

以上により、西部地域と東部地域は、風景形式及び利用実態の観点から独立性・独自性を有していることから、それぞれ別々の国立公園に再編成し、西部地域を新たな国立公園として指定することとした。

これに伴い、上信越高原国立公園より西部地域の指定の解除を行うものである。

## 2 変更する区域

上信越高原国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)				
1	削除	新潟県糸魚川市内 国有林上越森林管理署 89 林班、90 林班、93 林班及び 99 林班の全部並びに 97 林班及び 98 林班の各一部 新潟県糸魚川市 大字大平字アトサカ、字カミナカセ、字コクラ、字コソウレ、字シウキタブ、字シモナカセ、字センナミ、字ツキダシ、大字梶山字広道倉及び大字中川原新田字ホド平の全部並びに大字大平字イケノヒラ、字カケアラセ、字ソデガワラ、字タキクラ、字ナカセカワラ、字ヲウソデ、大字梶山字東山横草蓮及び大字中川原新田字笹倉山の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△21,442				
		新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 11 林班、13 林班から 23 林班まで及び 25 林班から 65 林班までの全部並びに 12 林班、66 班及び 67 林班の各一部 新潟県妙高市 大字赤倉字一本木、字北、字郷田切、字広、字前沖、字南、大字関川字大野、字コハク平、字小屋場及び字平石の全部並びに大字毛祝坂字大揚、字北二ツ沢、字南二ツ沢、大字坂口新田字大戸、大字杉野沢字宇棚、字柄沢、字西野、字高野、字抜井、字谷内畑、大字 関川字いもり池、字大中島、字鎌谷内、字都々女喜、字畑野、字鳩胸、字山拓谷内、大字関山字柏木原、字大洞原、字坪岳、字妙高山、大字田口字一本樽、大字二俣字ウト山及び字西熊堂の各一部			<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td> <td>国</td> <td>△18,061</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>△703</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>△2,678</td> </tr> </table>	(	国	△18,061
(	国	△18,061						
	公	△703						
	私	△2,678						

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	削除	<p>長野県長野市内</p> <p>国有林北信森林管理署 1001 林班から 1003 林班、1025 林班から 1032 林班まで、1041 林班から 1050 林班まで及び 1056 林班から 1059 林班まで、1064 林班から 1066 林班までの全部並びに 1034 林班、1035 林班、1040 林班及び 1051 林班から 1055 林班までの各一部</p> <p>長野県長野市</p> <p>大字戸隠字池ノ谷、字入荒倉、字奥社、字大科、字表山、字埴岩、字久保、字軍勢、字牛王峰、字越水、字逆木、字品沢、字勝負平、字城平、字中社、字堤、字堂前林、字日影、字東谷、字東矢配平、字掘切、字牧原、字向林、字矢背畝、字矢配平及び大字戸隠豊岡道上の全部並びに大字上ヶ屋字麓原、大字鬼無里字釜岩、大字戸隠字大木、字大洞沢、字掛札、字中島、字西原、字宝光社、大字戸隠栃原字釜岩、字竜光、大字戸隠豊岡字荒倉山、字飯綱山、字李平、字潜水、字柄沢、字鳥居沢、字長峰、字藤倉、字道下及び大字富田字飯綱山の各一部</p> <hr/> <p>長野県北安曇郡小谷村内</p> <p>国有林中信森林管理署 607 林班から 613 林班までの全部並びに 602 林班及び 603 林班の各一部</p> <p>長野県北安曇郡小谷村</p> <p>大字中土字熱湯々尻平、字阿原、字阿原平、字家ノ下、字家ノ脇、字家前、字大ウト、字オオゾレ、字大渚、字押立、字カンバ平、字黒菱上平、字十二沢平、字十二沢平道下、字天狗原、字中カヤバ、字濁、字濁上ノヲネ、字濁東平、字濁東平道上、字濁道上、字濁道下、字巾上、字水頭、字宮尾根、字屋敷上、字屋敷上平、字湯端及び湯出口東平の全部</p> <hr/> <p>長野県上水内郡信濃町内</p> <p>国有林北信森林管理署 1002 林班から 1008 林班まで、1024 林班及び 1080 林班の全部並びに 1009 林班、1011 林班、1012 林班、1014 林班、1015 林班、1018 林班、1021 林班から 1023 林班まで及び 1033 林班から 1038 林班までの各一部</p>	<p>上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。</p>	

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		長野県上水内郡信濃町 大字富濃字大久保、字神山、字西原、大字野尻字大日影、字神山、字家老路、字狐久保、 字城帰、字寺山、字道輪久保、字舟瀬、字舟場、大字古海字市川、字桐久保及び字宮沢の 全部並びに大字富濃字鳥越、字針ノ木、字細谷、字宮沢、大字野尻字海端、大字古海字ケ サガ久保、字菅川及び字船合の各一部 長野県上水内郡信濃町内 野尻湖の全部		△18,330 (国 △14,893) 公 △1,045 私 △2,392
		長野県上水内郡飯綱町内 国有林北信森林管理署 1038 林班から 1040 林班までの各一部 上水内郡飯綱町 大字川上字霊仙寺山の一部		△18,330 (国 △14,893) 公 △1,045 私 △2,392
			変更部分 面積計	△39,772 (国 △32,954) 公 △1,748 私 △5,070
			変更前 公園面積	39,772 (国 32,954) 公 1,748 私 5,070
			変更後 公園面積	0 (国 0) 公 0 私 0

## 第2 公園計画の変更

### 1 変更理由

上信越高原国立公園は、昭和24年9月7日に、志賀高原、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域（以下、東部地域）が国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域（以下、西部地域）が区域に編入されている。

西部地域については、第5次点検を実施するにあたり行われた調査により、東部地域とは異なった風景形式（火山と非火山が混在・密集するなど）を有し、利用の面でもそれぞれの団地が独立性・独自性を有しているが明らかとなった。以上により西部地域を新たな国立公園として指定することとした。

これに伴い、上信越高原国立公園より西部地域の公園計画を廃止するものである。

2 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

都道府県名	変 更 後		変 更 前	
	区 域	面積 (h a)	区 域	面積 (h a)
新潟県			<p>糸魚川市内                      国有林上越森林管理署 89 林班、90 林班、93 林班及び99 林班の全部並びに 97 林班及び 98 林班の各一部</p> <p>糸魚川市                      大字大平字アトサカ、字カミナカセ、字コクラ、字コソウレ、字シウキタブ、字シモナカセ、字センナミ、字ツキダシ、大字梶山字広道倉及び大字中川原新田字ホド平の全部並びに大字大平字イケノヒラ、字カケアラセ、字ソデガワラ、字タキクラ、字ナカセカワラ、字ヲウソデ、大字梶山字東山横草蓮及び大字中川原新田字笹倉山の各一部</p> <p>妙高市内                      国有林上越森林管理署 11 林班、13 林班から 23 林班まで及び 25 林班から 65 林班までの全部並びに 12 林班、66 班及び 67 林班の各一部</p>	

都道府県名	変 更 後		変 更 前	
	区 域	面積 (h a)	区 域	面積 (h a)
新潟県		0 ( 国 0 ) 公 0 私 0	妙高市 大字赤倉字一本木、字北、字郷田切、字広、 字前沖、字南、大字関川字大野、字コハク 平、字小屋場及び字平石の全部並びに大字 毛祝坂字大揚、字北ニツ沢、字南ニツ沢、 大字坂口新田字大戸、大字杉野沢字宇棚、 字柄沢、字西野、字高野、字抜井、字谷内 畑、大字関川字いもり池、字大中島、字鎌 谷内、字都々女喜、字畑野、字鳩胸、字山 拓谷内、大字関山字柏木原、字大洞原、字 坪岳、字妙高山、大字田口字一本樽、大字 二俣字ウト山及び字西熊堂の各一部	21,442 ( 国 18,061 ) 公 703 私 2,678
長野県			長野市内 国有林北信森林管理署 1001 林班から 1003 林班、1025 林班から 1032 林班まで、1041 林班から 1050 林班まで、1056 林班から 1059 林班まで及び 1064 林班から 1066 林班 までの全部並びに 1034 林班、1035 林班、 1040 林班及び 1051 林班から 1055 林班まで の各一部 国有林上越森林管理署 66 林班及び 67 林班 の各一部	

都道府県名	変 更 後		変 更 前	
	区 域	面積 (h a)	区 域	面積 (h a)
長野県			<p>長野市</p> <p>大字戸隠字池ノ谷、字入荒倉、字奥社、字大科、字表山、字埴岩、字久保、字軍勢、字牛玉蜂、字越水、字逆木、字品沢、字勝負平、字城平、字中社、字堤、字堂前林、字日影、字東谷、字東矢配平、字掘切、字牧原、字向林、字矢背畝、字矢配平及び大字戸隠豊岡道上の全部並びに大字上ヶ屋字麓原、大字鬼無里字釜岩、大字戸隠字大木、字大洞沢、字掛札、字中島、字西原、字宝光社、大字戸隠栃原字釜岩、字竜光、大字戸隠豊岡字荒倉山、字飯綱山、字李平、字潜水、字柄沢、字鳥居沢、字長峰、字藤倉、字道下及び大字富田字飯綱山の各一部</p> <p>北安曇郡小谷村内</p> <p>国有林中信森林管理署 607 林班から 613 林班までの全部並びに 602 林班及び 603 林班の各一部</p>	

都道府県名	変 更 後		変 更 前	
	区 域	面積 (h a)	区 域	面積 (h a)
長野県			北安曇郡小谷村 大字中土字熱湯々沢、字阿原、字阿原平、 字家ノ下、字家ノ脇、字家前、字大ウト、 字オオゾレ、字大渚、字押立、字カンバ平、 字黒菱上平、字十二沢平、字十二沢平道下、 字天狗原、字中カヤバ、字濁、字濁上ノヲ ネ、字濁東平、字濁東平道上、字濁道上、 字濁道下、字巾上、字水頭、字宮尾根、字 屋敷上、字屋敷上平、字湯端及び湯出口東 平の全部 上水内郡信濃町内 国有林北信森林管理署 1002 林班から 1008 林班まで、1024 林班及び 1080 林班の全部 並びに 1009 林班、1011 林班、1012 林班、 1014 林班、1015 林班、1018 林班、1021 林 班から 1023 林班まで及び 1033 林班から 1038 林班までの各一部	

都道府県名	変 更 後		変 更 前	
	区 域	面積 (h a)	区 域	面積 (h a)
長野県		0 0 0 0 ( 国 公 私 )	上水内郡信濃町 大字富濃字大久保、字神山、字西原、大字野尻字大日影、字神山、字家老路、字狐久保、字城帰、字寺山、字道輪久保、字舟瀬、字舟場、大字古海字市川、字桐久保及び字宮沢の全部並びに大字富濃字鳥越、字針ノ木、字細谷、字宮沢、大字野尻字海端、大字古海字ケサガ久保、字菅川及び字船合の各一部 上水内郡信濃町 野尻湖の全部 上水内郡飯綱町内 国有林北信森林管理署 1038 林班から 1040 林班までの各一部 上水内郡飯綱町 大字川上字霊仙寺山の一部	18,330 14,893 1,045 2,392 ( 国 公 私 )
			変更部分面積合計	△39,772 ( 国 △32,954 公 △1,748 私 △5,070 )

変更前特別地域面積	<table style="border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">39,772</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="text-align: right;">32,954</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="text-align: right;">1,748</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="text-align: right;">5,070</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〕</td> <td></td> </tr> </table>		39,772	〔 国	32,954	公	1,748	私	5,070	〕	
	39,772										
〔 国	32,954										
公	1,748										
私	5,070										
〕											
変更後特別地域面積	<table style="border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〕</td> <td></td> </tr> </table>		0	〔 国	0	公	0	私	0	〕	
	0										
〔 国	0										
公	0										
私	0										
〕											

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	特別地域の削除	妙高連峰	新潟県糸魚川市内 国有林上越森林管理署 90 林班、93 林班及び 97 林班の各一部 新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 11 林班、13 林班、14 林班、16 林班、26 林班、36 林班、37 林班、 39 林班、41 林班、42 林班、44 林班、47 林 班から 49 林班、63 林班及び 67 林班の各一 部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△2,368
2	削除	特別地域の削除	戸隠連峰	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1027 林班、1028 林班 及び 1046 林班から 1059 林班までの各一部 国有林上越森林管理署 67 林班の一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△1,103
3	削除	特別地域の削除	黒姫山	長野県上水内郡信濃町内 国有林北信森林管理署 1080 林班の全部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△81
変更部分面積計						△3,552
変更前特別保護地区面積						3,552
変更後特別保護地区面積						0

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	削除	特別地域の削除	妙高連峰 北面中腹	新潟県糸魚川市内 国有林上越森林管理署 93 林班の一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△735
5	削除	特別地域の削除	妙高連峰 南面中腹	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 31 林班、34 林班から 37 林班まで、39 林班から 42 林班まで、44 林班及び 47 林班から 49 林班までの各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△1,391
6	削除	特別地域の削除	神奈山	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 26 林班の一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△369
7	削除	特別地域の削除	雨飾山 天狗原山	新潟県糸魚川市内 国有林上越森林管理署 99 林班の全部並びに 97 林班の一部 長野県北安曇郡小谷村内 国有林中信森林管理署 602 林班、603 林班、 607 林班、608 林班、610 林班及び 611 林班 の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△1,570
8	削除	特別地域の削除	いもり池	新潟県妙高市 大字関川字いもり池の一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△8

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
9	削除	特別地域の 削除	戸隠連峰 西側山腹	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1052 林班から 1059 林班までの各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△682
10	削除	特別地域の 削除	黒姫山山 頂北側	長野県上水内郡信濃町内 国有林北信森林管理署 1006 林班の一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△41
11	削除	特別地域の 削除	飯縄山山 頂	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1035 林班、1040 林班 から 1042 林班及び 1045 林班の各一部 長野県上水内郡飯綱町内 国有林北信森林管理署 1039 林班の一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△16
変更部分面積計						△4,812
変更前第1種特別地域 面積						4,812
変更後第1種特別地域 面積						0

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1 2	削除	特別地域の削除	奥笹ヶ峰	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 43 林班及び 46 林班の全部並びに 35 林班から 42 林班まで、45 林班、47 林班、50 林班及び 51 林班の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△1,169
1 3	削除	特別地域の削除	笹ヶ峰	新潟県妙高市 大字杉野沢字宇棚、字柄沢及び字西野の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△1,009
1 4	削除	特別地域の削除	地蔵山	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 51 林班及び 52 林班の全部並びに 53 林班から 59 林班まで及び 61 林班から 65 林班までの各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△1,211
1 5	削除	特別地域の削除	南地獄谷	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 29 林班から 34 林班までの各一部 新潟県妙高市 大字田口字一本樽の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△679
1 6	削除	特別地域の削除	坪岳	新潟県妙高市 大字関山字坪岳の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△72

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
17	削除	特別地域の削除	太田切川	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 23 林班、25 林班及び 27 林班の各一部 新潟県妙高市 大字坂口新田字大戸、大字関山字大洞原及び 大字二俣字西熊堂の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△291
18	削除	特別地域の削除	妙高連峰 北部	新潟県糸魚川市内 国有林上越森林管理署 89 林班の全部並びに 90 林班の一部 新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 11 林班から 19 林班ま で及び 23 林班の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△1,734
19	削除	特別地域の削除	笹倉	新潟県糸魚川市内 国有林上越森林管理署 93 林班の一部 新潟県糸魚川市 大字大平字コクラ、字コソウレ、字シウキタ ブ及び大字中川原新田字ホド平の全部並び に大字大平字アトサカ、字イケノヒラ、字カ ミナカセ及び大字中川原新田字笹倉山の各 一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△1,276
20	削除	特別地域の削除	梶山	新潟県糸魚川市内 国有林上越森林管理署 97 林班及び 98 林班の 各一部 新潟県糸魚川市 大字梶山字広道倉の全部並びに字東山横草 蓮の一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△1,280

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2 1	削除	特別地域の 削除	いもり池 周辺	新潟県妙高市 大字関川字畑野及び字鳩胸の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△48
2 2	削除	特別地域の 削除	大海川源 流部	長野県北安曇郡小谷村内 国有林中信森林管理署 607 林班及び608 林班 の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△152
2 3	削除	特別地域の 削除	小谷温泉	長野県北安曇郡小谷村 大字中土字熱湯々尻平、字阿原、字阿原平、 字家前、字家ノ下、字家ノ脇、字オオゾレ、 字大ウト、字大渚、字押立、字カンバ平、字 黒菱上平、字十二沢平、字十二沢平道下、字 天狗原、字中カヤバ、字濁、字濁道下、字濁 東平、字濁上ノヲネ、字濁道上、字濁東平道 上、字巾上、字水頭、字宮尾根、字屋敷上、 字屋敷上平、字湯端及び字湯出口東平の全部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△773
2 4	削除	特別地域の 削除	薬師岳	長野県北安曇郡小谷村内 国有林中信森林管理署 611 林班及び612 林班 の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△504
2 5	削除	特別地域の 削除	堂津岳 (濁川源 流部)	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1065 林班及び 1066 林班の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△150

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
26	削除	特別地域の削除	乙妻山・高妻山山腹	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1058 林班及び 1059 林班の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△130
27	削除	特別地域の削除	戸隠連峰西側山腹	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1054 林班の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△46
28	削除	特別地域の削除	五地藏山・戸隠神社奥社	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1025 林班から 1032 林班まで並びに 1046 林班及び 1050 林班までの各一部 長野市 大字戸隠字奥社、字午王峰及び字越水の全部並びに字大洞沢の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△937
29	削除	特別地域の削除	黒姫山中腹	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1002 林班及び 1003 林班の各一部 長野県上水内郡信濃町内 国有林北信森林管理署 1002 林班から 1009 林班まで、1012 林班、1014 林班、1015 林班、1018 林班及び 1021 林班から 1024 林班の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△675
30	削除	特別地域の削除	古池・種池	長野県上水内郡信濃町内 国有林北信森林管理署 1024 林班の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△167

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3 1	削除	特別地域の 削除	飯縄山	長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1034 林班、1035 林班 及び 1040 林班から 1045 林班までの各一部 長野県上水内郡信濃町内 国有林北信森林管理署 1033 林班から 1036 林班まで及び 1038 林班の各一部 長野県上水内郡飯綱町内 国有林北信森林管理署 1038 林班から 1040 林班までの各一部 長野県長野市 大字戸隠字久保、字堂前林及び字向林の全部 並びに字宝光社の一部、大字豊岡字飯綱山、 字潜水、字長峰、字藤倉、字道下、字柄沢及 び字鳥居沢の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△1, 104
3 2	削除	特別地域の 削除	戸隠神社 中社	長野県長野市 大字戸隠字中社、字大科及び字東谷の全部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△150
3 3	削除	特別地域の 削除	飯縄ヶ原	長野県長野市 大字上ヶ屋字麓原及び大字富田字飯綱山の 各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△237
3 4	削除	特別地域の 削除	荒倉山	長野県長野市 大字戸隠字入荒倉、字表山、字品沢、字日影、 字堀切及び字牧原の全部並びに大字鬼無里 字釜岩、大字栃原字釜岩、竜光、大字戸隠豊 岡字荒倉山及び字李平の各一部	上信越高原国立公園から 分離独立する新たな国立 公園として指定するた め。	△265

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
35	削除	特別地域の 削除	野尻湖	長野県上水内郡信濃町 大字富濃字大久保、字神山、字西原、大字野尻字大日影、字神山、字家老路、字狐久保、字城帰、字寺山、字道輪久保、字舟瀬、字舟場、字古海字市川及び字桐久保の全部並びに 大字富濃字鳥越、字針ノ木、字細谷、字宮沢、大字野尻字海端、大字古海ケサガ久保、字菅川及び船合の各一部 長野県上水内郡信濃町内 野尻湖の全部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△967
					変更部分面積計	△15,026
					変更前第2種特別地域面積	15,026
					変更後第2種特別地域面積	0

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
36	削除	特別地域の削除	太田切川北部	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署20林班から22林班までの全部並びに14林班から19林班まで、23林班及び25林班の各一部 新潟県妙高市 大字坂口新田字大戸、大字関山字大洞原、字坪岳、字柏木原及び字妙高山の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△1,708
37	削除	特別地域の削除	赤倉	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署28林班の全部並びに27林班、29林班及び30林班の各一部 新潟県妙高市 大字赤倉字一本木、字北、字郷田切、字広、字前沖及び字南の全部並びに大字関山字妙高山、大字二俣字ウト山及び字西熊堂の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△868
38	削除	特別地域の削除	池の平	新潟県妙高市 大字関川字大野及び字平石の全部並びに大字毛祝坂字大場、字北二ツ沢、字南二ツ沢、大字関川字いもり池、字コクハ平、字小屋場、字大中島、字鎌谷内、字、都々女喜、字畑野、字鳩胸、字山拓谷内及び大字田口字一本樽の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△544

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
39	削除	特別地域の削除	五八木	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 32 林班及び 33 林班の各一部 新潟県妙高市 大字杉野沢字高野、字西野、字抜井及び字谷内畑の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△554
40	削除	特別地域の削除	笹ヶ峰北部	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 34 林班から 36 林班までの各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△392
41	削除	特別地域の削除	笹ヶ峰山	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 36 林班から 39 林班までの各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△385
42	削除	特別地域の削除	赤尾岳	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 45 林班及び 50 林班の各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△213
43	削除	特別地域の削除	ニグロ川上流	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 60 林班の全部並びに 53 林班から 56 林班、58 林班、59 林班及び 61 林班から 63 林班までの各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△1,430
44	削除	特別地域の削除	笹ヶ峰南部	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 57 林班の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△295

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
45	削除	特別地域の削除	氷沢川上流	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 64 林班から 66 林班までの各一部 長野県長野市内 国有林北信森林管理署 1066 林班の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△558
46	削除	特別地域の削除	笹ヶ峰牧場東部	新潟県妙高市 大字杉野沢字宇棚の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△3
47	削除	特別地域の削除	三本木	新潟県妙高市 大字杉野沢字西野の一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△68
48	削除	特別地域の削除	笹倉	新潟県糸魚川市 大字大平字シモナカセ、字センナミ及び字ツキタシの全部並びに字アトサカ、字イケノヒラ、字カケアラセ、字ナカセカワラ、字ヲウソデ、字カミナカゼ及び字ソデガワラの各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△12
49	削除	特別地域の削除	雨飾山 天狗原山	長野県北安曇郡小谷村内 国有林中信森林管理署 609 林班及び 613 林班の全部並びに 607 林班、608 林班及び 610 林班から 612 林班までの各一部	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△1,033

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
50	削除	特別地域の削除	戸隠連峰山麓	<p>長野県長野市内            国有林北信森林管理署 1001 林班、1064 林班の全部及び 1002 林班、1003 林班、1025 林班から 1028 林班、1046 林班から 1050 林班、1054 林班、1059 林班、1065 林班及び 1066 林班の各一部</p> <p>長野県長野市            大字戸隠字池ノ谷、字埴岩、字軍勢、字逆木、字城平、字勝負平、字堤、字東矢配平、字背畝、字矢配平の全部並びに大字戸隠字大木、字掛札、字中島、字西原及び大字戸隠豊岡字道上の各一部</p>	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△3,416
51	削除	特別地域の削除	黒姫山麓	<p>長野県上水内郡信濃町内            国有林北信森林管理署 1002 林班から 1009 林班、1011 林班、1012 林班、1014 林班、1015 林班、1018 林班及び 1021 林班から 1024 林班までの各一部</p>	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	△1,722
52	削除	特別地域の削除	飯縄山麓	<p>長野県長野市内            国有林北信森林管理署 1029 林班から 1032 林班、1035 林班、1040 林班から 1043 林班、及び 1045 林班の各一部</p> <p>長野県上水内郡信濃町内            国有林北信森林管理署 1033 林班から 1038 林班までの各一部</p> <p>長野県上水内郡飯綱町内            国有林北信森林管理署 1038 林班から 1040</p>	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (h a)
				林班までの各一部 長野県長野市 大字戸隠豊岡字道上の一部 長野県上水内郡飯綱町 大字川上字霊仙寺山の一部		△3,181
					変更部分面積計	△16,382
					変更前第3種特別地域 面積	16,382
					変更後第3種特別地域 面積	0

イ 関連事項

(ア) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域の一部を次のとおり解除する。

(表 7 : 乗入れ規制区域及び期間変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	解除理由	解除面積 (ha)	変更後面積 (ha)	変更前期間	変更後期間
1	削除	笹ヶ峰	新潟県妙高市内 国有林上越森林管理署 35 林班、40 林班及び 43 林班の全部並びに 31 林班、34 林班、36 林班から 39 林班まで、41 林班、42 林班、44 林班及び 49 林班の各一部 新潟県妙高市 大字杉野沢の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園として指定するため。	2,568	0	—	—

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表8：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園地区	
		特別保護地区			第1種			第2種			第3種									
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	
新潟県	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地種区分別面積				0			0			0									
	地域地区別面積	0												0						
	地域別面積												0			0				
長野県	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0ヶ所 0
	地種区分別面積				0			0			0									
	地域地区別面積	0												0						
	地域別面積												0			0				
合計	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0ヶ所 0
	地種区分別面積 (比率)				0 (0.0)			0 (0.0)			0 (0.0)									
	地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)												0 (0.0)						
	地域別面積 (比率)												0 (0.0)			0 (0.0)				

(表9：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

地域地区		現 行									変 更 後									増 減							
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B' - A')				
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計											
市町村名																											
新潟県	糸魚川市		563	1,624	3,076	12	5,275	0	5,275						0	0									△5,275		
	妙高市		1,805	1,768	5,693	6,901	16,167	0	16,167						0	0										△16,167	
	小 計		2,368	3,392	8,769	6,913	21,442	0	21,442						0	0										△21,442	
長野県	長野市		1,103	696	2,817	5,588	10,204	0	10,204						0	0										△10,204	
	北安曇郡	小谷村	0	681	1,379	1,033	3,093	0	3,093						0	0										△3,093	
		信濃町	81	41	1,968	2,648	4,738	0	4,738						0	0										△4,738	
	上水内郡	飯綱町	0	2	93	200	295	0	295						0	0										△295	
		小 計		1,184	1,420	6,257	9,469	18,330	0	18,330						0	0										△18,330
合 計		3,552	4,812	15,026	16,382	39,772	0	39,772	0カ所 0	0	0				0	0				0カ所 0	0	0	0		△39,772	0	

### 3 事業計画の変更内容

#### (1) 施設計画

##### ア 保護施設計画

次の保護施設計画を削除する。

(表 10：保護施設削除表)

番 号	種 類	位 置	告示年月日	理 由
1	砂防施設	新潟県妙高市（池の平）	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を削除する。

(表 11：集団施設地区削除表)

番 号	名 称	位 置	告示年月日	理 由
1	笹ヶ峰	新潟県妙高市大字杉野沢	平成 7 年 12 月 22 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
2	五最杉	新潟県妙高市大字関山	平成 7 年 12 月 22 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
3	小谷温泉	長野県北安曇郡小谷村字中土	平成 7 年 12 月 22 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

(イ) 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表 12：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
1	宿舎	新潟県糸魚川市（笹倉温泉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
2	宿舎	新潟県糸魚川市（梶山新湯）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
3	宿舎	新潟県妙高市（高谷池）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
5	園地	新潟県妙高市（赤倉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
6	宿舎	新潟県妙高市（赤倉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
7	スキー場	新潟県妙高市（赤倉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
8	駐車場	新潟県妙高市（赤倉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
9	ゴルフ場	新潟県妙高市（赤倉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
10	園地	新潟県妙高市（池の平）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画にいもり池集団施設地区として振り替えるもの。
11	宿舎	新潟県妙高市（池の平）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
12	スキー場	新潟県妙高市（池の平）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
13	駐車場	新潟県妙高市（池の平）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画にいもり池集団施設地区として振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
14	博物展示施設	新潟県妙高市（池の平）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画にいもり池集団施設地区として振り替えるもの。
15	宿 舎	新潟県妙高市（杉野沢）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
16	ス キ ー 場	新潟県妙高市（杉野沢）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
18	園 地	新潟県妙高市（笹ヶ峰湖）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
21	宿 舎	新潟県妙高市（横根山）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
22	ス キ ー 場	新潟県妙高市（五最杉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
23	ゴルフ場	新潟県妙高市（五最杉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
25	園地	新潟県妙高市（関温泉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
26	宿舎	新潟県妙高市（関温泉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
27	スキー場	新潟県妙高市（関温泉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
29	園地	新潟県妙高市（燕温泉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
30	宿舎	新潟県妙高市（燕温泉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
31	スキー場	新潟県妙高市（燕温泉）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
34	宿舎	新潟県妙高市（黒沢池）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
35	園地	長野県長野市（一の鳥居）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
36	宿舎	長野県長野市（飯綱山南麓）	昭和 56 年 3 月 16 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
37	スキー場	長野県長野市（飯綱山南麓）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
40	スキー場	長野県上水内郡信濃町（黒姫山東麓）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
41	園地	長野県上水内郡信濃町（古池・種池）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
42	宿舎	長野県上水内郡信濃町（樅ヶ崎）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
43	宿舎	長野県上水内郡信濃町（松ヶ崎）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
44	園地	長野県上水内郡信濃町（菅川）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
45	宿舎	長野県上水内郡信濃町（菅川）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
46	野営場	長野県上水内郡信濃町（菅川）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
47	園地	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
48	宿舎	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
49	休憩所	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
50	野営場	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
51	舟遊場	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
52	駐車場	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
53	水族館	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	昭和 56 年 3 月 16 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
54	スキー場	長野県上水内郡飯綱町（霊仙寺）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
55	野営場	長野県長野市（戸隠牧場）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
56	駐車場	長野県長野市（戸隠牧場）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
58	駐車場	長野県長野市（奥社入口）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
59	博物展示施設	長野県長野市（戸隠越水）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。
60	宿 舎	長野県長野市（戸隠越水）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。
61	野 営 場	長野県長野市（戸隠越水）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。
62	ス キ ー 場	長野県長野市（怪無山）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
63	園 地	長野県長野市（鏡池）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
64	園 地	長野県長野市（小鳥ヶ池）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
65	宿 舎	長野県長野市（戸隠中社）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。
66	宿 舎	長野県長野市（宝光社）	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。
68	排水施設	新潟県妙高市（赤倉）	平成 3 年 3 月 25 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
69	園 地	新潟県妙高市（笹ヶ峰東）	平成 3 年 3 月 25 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
74	避難小屋	新潟県妙高市（南地獄谷）	平成 3 年 3 月 25 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
75	排水施設	長野県上水内郡信濃町（菅川）	平成 3 年 3 月 25 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
76	排水施設	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	平成 3 年 3 月 25 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
77	博物展示施設	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）	平成3年3月25日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
78	乗馬施設	長野県長野市（戸隠牧場）	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
79	植物園	長野県長野市（戸隠森林植物園）	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
80	運動場	長野県長野市（戸隠越水）	平成3年3月25日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
81	駐車場	長野県長野市（戸隠中社）	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。
82	園地	長野県上水内郡飯綱町（霊仙寺）	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
83	園地	長野県長野市（飯綱原）	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
84	野営場	新潟県妙高市（高谷池）	平成14年8月15日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
85	野営場	新潟県妙高市（黒沢池）	平成14年8月15日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
86	避難小屋	新潟県妙高市（富士見峠）	平成22年12月17日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

## (ウ) 道路

## a 車道

次の車道を削除する。

(表 13 : 道路 (車道) 施設削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
1	北赤倉線	起点—新潟県妙高市 (二俣北・国立公園境界) 終点—新潟県妙高市 (赤倉北・国立公園境界) 起点—新潟県妙高市 (赤倉北・国立公園境界) 終点—新潟県妙高市 (赤倉温泉)		平成 14 年 8 月 15 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
2	赤倉池の平線	起点—新潟県妙高市 (池の平南・国立公園境界) 起点—新潟県妙高市 (池の平) 終点—新潟県妙高市 (赤倉温泉)	新赤倉 いもり池	平成 3 年 3 月 25 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
3	杉野沢笹ヶ峰線	起点—新潟県妙高市 (杉野沢・国立公園境界) 終点—新潟県妙高市 (笹ヶ峰集団施設地区)	五八木	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
4	笹ヶ峰小谷線	起点—新潟県妙高市 (笹ヶ峰集団施設地区) 終点—長野県北安曇郡小谷村 (小谷温泉・国立公園境界)	乙見山峠	平成 14 年 8 月 15 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
5	関山燕線	起点—新潟県妙高市 (関山・国立公園境界) 終点—新潟県妙高市 (燕温泉)	五最杉 関温泉	平成 3 年 3 月 25 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
7	関赤倉線	起点—新潟県妙高市 (関山・車道分岐点) 終点—新潟県妙高市 (赤倉温泉)		平成 14 年 8 月 15 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
8	燕赤倉線	起点—新潟県妙高市 (燕温泉) 終点—新潟県妙高市 (赤倉温泉)	関見峠	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
10	小谷温泉湯峠線	起点—長野県北安曇郡小谷村 (峠線・国立公園境界) 終点—長野県北安曇郡小谷村 (小谷温泉・国立公園境界)	鎌池	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
11	野尻湖周廻線	起点—長野県上水内郡信濃町 (栃原) 終点—長野県上水内郡信濃町 (栃原) 終点—長野県上水内郡信濃町 (砂間・車道合流点)		昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
12	戸隠高原線	起点—長野県長野市 (宝光社・国立公園境界) 終点—長野県上水内郡信濃町 (柏原・国立公園境界)	中社 奥社入口	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
13	戸隠越水線	起点—長野県長野市 (戸隠中社) 終点—長野県長野市 (奥社入口)		昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
14	鏡池線	起点—長野県長野市 (宝光社) 終点—長野県長野市 (鏡池)		平成 3 年 3 月 25 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
15	戸隠線	起点—長野県長野市 (麓原・国立公園境界) 終点—長野県長野市 (諸沢・国立公園境界)		平成 22 年 12 月 17 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

b 自転車道

次の自転車道を削除する。

(表 14：道路（自転車道）施設削除表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	理 由
1	笹ヶ峰高原周廻線	起点－新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区） 終点－新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区）	笹ヶ峰牧場	昭和 56 年 3 月 16 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
2	笹ヶ峰ダム周廻線	起点－新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区） 終点－新潟県妙高市（奥笹ヶ峰）	笹ヶ峰	昭和 56 年 3 月 16 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。

c 歩道

次の歩道を削除する。

(表 15：道路（歩道）施設削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
1	鋸岳雨飾山線	起点—新潟県糸魚川市（鬼ヶ面山・国立公園境界） 終点—新潟県糸魚川市（黒沢峰西・歩道合流点）	鋸岳	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
2	赤倉温泉妙高山線	起点—新潟県妙高市（赤倉温泉） 終点—新潟県妙高市（天狗堂・歩道合流点）		昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
4	妙高山麓線	起点—新潟県妙高市（赤倉温泉） 終点—新潟県妙高市（池の平南・歩道合流点）	いもり池	平成 7 年 8 月 21 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に中部北陸自然歩道線道路（歩道）として振り替えるもの。
5	池の平赤倉山線	起点—新潟県妙高市（池の平） 終点—新潟県妙高市（大谷ヒュッテ・歩道合流点）	大谷ヒュッテ	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
6	富士見平黒沢池線	起点—新潟県妙高市（富士見平・歩道分岐点） 終点—新潟県妙高市（黒沢池ヒュッテ・歩道合流点）	黒沢池	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
7	笹ヶ峰笹倉温泉線	起点—新潟県妙高市（杉野沢橋） 終点—新潟県糸魚川市（笹倉温泉）	富士見峠	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
8	ヒコサの滝笹ヶ峰線	起点—新潟県妙高市（杉野沢橋） 終点—新潟県妙高市（奥笹ヶ峰・車道合流点） 終点—新潟県妙高市（笹ヶ峰・車道合流点）	ヒコサの滝 笹ヶ峰	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
9	赤尾岳線	起点—新潟県妙高市（杉野沢橋） 終点—新潟県妙高市（奥笹ヶ峰）	赤尾岳	昭和 56 年 3 月 16 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
11	笹ヶ峰高谷池線	起点—新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区） 終点—新潟県妙高市（高谷池・歩道合流点）	富士見平	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
12	笹ヶ峰乙見山峠線	起点—新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区） 終点—新潟県妙高市（乙見山峠・歩道合流点）		平成 7 年 8 月 21 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に中部北陸自然歩道線道路（歩道）として振り替えるもの。
13	笹ヶ峰戸隠牧場線	起点—新潟県妙高市（笹ヶ峰ダム） 終点—長野県長野市（戸隠牧場・歩道合流点）		平成 3 年 3 月 25 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に中部北陸自然歩道線道路（歩道）として振り替えるもの。
15	笹ヶ峰杉野沢線	起点—新潟県妙高市（杉野沢・国立公園境界） 終点—新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区）	五八木	昭和 56 年 3 月 16 日	今後の整備の見込みもなく、公園利用上の必要性が乏しいことから、削除するもの。
16	神奈山線	起点—新潟県妙高市（関温泉） 終点—新潟県妙高市（黒沢池ヒュッテ・歩道合流点） 終点—新潟県妙高市（大倉池・歩道合流点）	神奈山	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
17	妙高連峰縦走線	起点—新潟県妙高市（燕温泉） 終点—新潟県糸魚川市（梶山新湯）	妙高山 火打山 金山 雨飾山	昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
18	大倉池線	起点—新潟県妙高市（燕温泉） 終点—新潟県妙高市（光明滝・歩道合流点） 終点—新潟県妙高市（長助池南・歩道合流点）	大倉池 長助池	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
20	小谷温泉雨飾山線	起点—長野県北安曇郡小谷村（小谷温泉集団施設地区） 終点—長野県北安曇郡小谷村（雨飾山）	鎌池	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
21	小谷温泉金山線	起点—長野県北安曇郡小谷村（小谷温泉・歩道合流点） 終点—長野県北安曇郡小谷村（金山・歩道合流点）	天狗原山	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
22	鎌池大渚山線	起点—長野県北安曇郡小谷村（鎌池・歩道分岐点） 終点—長野県北安曇郡小谷村（大渚山・国立公園境界）	湯峠	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
23	天狗原奥西山線	起点—長野県北安曇郡小谷村（天狗原山・歩道分岐点） 終点—長野県北安曇郡小谷村（奥西山・国立公園境界）	乙見峠 津岳	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
26	黒姫山線	起点—長野県上水内郡信濃町（柏原・国立公園境界） 終点—長野県長野市（大ダルミ・歩道合流点）	黒姫山	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
28	霊仙寺戸隠中社線	起点—長野県上水内郡飯綱町（霊仙寺・国立公園境界） 終点—長野県長野市（戸隠中社）	飯綱山	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
29	戸隠連峰縦走線	起点—長野県長野市（八方睨） 終点—長野県長野市（乙妻山）	戸隠山 高妻山	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
30	戸隠奥社線	起点—長野県長野市（戸隠奥社入口） 終点—長野県長野市（戸隠奥社）	戸隠神社	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
31	戸隠牧場—不動線	終点—長野県長野市（戸隠牧場） 起点—長野県長野市（—不動・歩道合流点）		昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
32	戸隠牧場随神門線	起点—長野県長野市（戸隠牧場・歩道分岐点） 終点—長野県長野市（随神門・歩道合流点）		昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
33	戸隠牧場一の鳥居線	起点—長野県長野市（戸隠牧場） 終点—長野県長野市（飯綱山山頂・歩道合流点） 起点—長野県長野市（飯綱神社・歩道分岐点） 終点—長野県長野市（一の鳥居）	瑠璃山	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
34	戸隠中社随神門線	起点—長野県長野市（戸隠中社） 終点—長野県長野市（随神門・歩道合流点）	小鳥ヶ池 鏡池	昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
36	荒倉線	起点—長野県長野市（上楠川・国立公園境界） 終点—長野県長野市（荒倉キャンプ場・国立公園境界）		昭和56年3月16日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
37	宝光社中社線	起点—長野県長野市（宝光社） 終点—長野県長野市（中社・歩道合流点）		平成7年8月21日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に戸隠集団施設地区として振り替えるもの。
39	黒姫山小泉山線	起点—長野県上水内郡信濃町（黒姫山・車道分岐点） 終点—長野県上水内郡信濃町（黒姫高原・国立公園境界）	黒姫山	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
40	黒姫山新道線	起点—長野県上水内郡信濃町（黒姫山・歩道分岐点） 終点—長野県上水内郡信濃町（大ダルミ下・歩道合流点）	黒姫山	平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
41	越水瑠璃山線	起点—長野県長野市（瑠璃山・歩道合流点） 終点—長野県長野市（戸隠越水）		平成3年3月25日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
43	越水ヶ原牧場線	起点—長野県長野市（越水ヶ原・歩道分岐点） 終点—長野県長野市（戸隠牧場・車道合流点）	念仏池	平成7年8月21日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に中部北陸自然歩道線道路（歩道）として振り替えるもの。
44	中部北陸自然歩道	起点—新潟県妙高市（横根山東・国立公園境界） 終点—新潟県妙高市（関温泉・歩道合流点） 起点—新潟県妙高市（池ノ平南・歩道分岐点） 終点—新潟県妙高市（池ノ平南・国立公園境界） 起点—新潟県妙高市（苗名滝下・国立公園境界） 終点—新潟県妙高市（苗名滝下・国立公園境界） 起点—長野県上水内郡信濃町（苗名滝・国立公園境界） 終点—新潟県妙高市（笹ヶ峰集団施設地区） 起点—長野県北安曇郡小谷村（乙見山峠・歩道分岐点） 終点—長野県北安曇郡小谷村（熱湯・国立公園境界） 起点—長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部・国立公園境界） 終点—長野県上水内郡信濃町（針ノ木池・国立公園境界） 起点—長野県長野市（飯綱原・国立公園境界） 終点—長野県長野市（越水ヶ原・歩道合流点）		平成7年8月21日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
45	藤巻山線	起点—新潟県妙高市（関山） 終点—新潟県妙高市（関山）		平成14年8月15日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
46	笹ヶ峰探勝線	起点—新潟県妙高市（笹ヶ峰牧場・車道分岐点） 終点—新潟県妙高市（笹ヶ峰高谷池線・歩道合流点）		平成22年12月17日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
47	野尻湖周回線	起点—長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部・国立公園境界） 終点—長野県上水内郡信濃町（歩道合流点）		平成22年12月17日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に中部北陸自然歩道線道路（歩道）として振り替えるもの。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

(表 16：運輸施設削除表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	告示年月日	理由
2		係留施設	長野県上水内郡信濃町（野尻湖西部）		昭和 56 年 3 月 16 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
3	妙高山麓赤倉線	索道運送施設	起点－新潟県妙高市（田切） 終点－新潟県妙高市（関山）		平成 14 年 8 月 15 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。
4	黒姫山東麓線	索道運送施設	起点－長野県上水内郡信濃町（国立公園境界） 終点－長野県上水内郡信濃町（黒姫山東麓）		平成 14 年 8 月 15 日	上信越高原国立公園から分離独立する新たな国立公園の公園計画に振り替えるもの。

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

###### ア 公園区域

- 昭和 31 年 7 月 10 日 上信越高原国立公園に編入指定  
(厚生省告示第 177 号)
- 昭和 56 年 3 月 16 日 公園区域の全般的な見直し (再検討)  
(環境庁告示第 18 号)
- 平成 3 年 3 月 25 日 公園区域の変更 (第 1 次点検)  
(環境庁告示第 11 号)

###### イ 規制計画

- 昭和 31 年 7 月 10 日 特別地域の指定 (妙高・戸隠地域)  
(厚生省告示第 179 号)
- 昭和 44 年 1 月 10 日 特別保護地区の指定 (妙高連峰、黒姫山、戸隠連峰)  
(厚生省告示第 7 号)
- 昭和 56 年 3 月 16 日 保護規制計画の全般的な見直し (再検討)  
(環境庁告示第 18 号)
- 平成 3 年 3 月 25 日 特別地域及び特別保護地区の区域の変更 (第 1 次点検)  
(環境庁告示第 13 号)
- 平成 14 年 8 月 15 日 保護規制計画の変更 (乗入れ規制地域の追加) (第 3 次点検)  
(環境省告示第 51 号)

###### ウ 施設計画

- 昭和 31 年 7 月 10 日 全体計画の決定  
(厚生省告示第 178 号)
- 昭和 56 年 3 月 16 日 利用施設計画の全般的な見直し (再検討)  
(環境庁告示第 18 号)
- 平成 3 年 3 月 25 日 利用施設計画の変更 (第 1 次点検)  
(環境庁告示第 12 号)
- 平成 7 年 8 月 21 日 長距離自然歩道の追加  
(環境庁告示第 59 号)
- 平成 7 年 12 月 22 日 利用施設計画の変更 (第 2 次点検)  
(環境庁告示第 91 号)
- 平成 14 年 8 月 15 日 利用施設計画の変更 (第 3 次点検)  
(環境省告示第 50 号)
- 平成 22 年 12 月 17 日 利用施設計画の変更 (第 4 次点検)